

柔道整復施術療養費支給申請書及びはり、きゅう、あん摩マッサージ療養費支給申請書等の授受方法について

柔道整復施術療養費支給申請書及びはり、きゅう、あん摩マッサージ療養費支給申請書等を国保連合会に持参する場合の授受方法について、平成31年4月より下記の取扱いとさせていただきます。

記

- ・療養費(柔整・あはき)支給申請書等提出書/受領書に施術機関コードと施術機関名を記入し、申請書等と同封のうえ提出してください。
- ・受付時に、療養費支給申請書等を確認させていただき、療養費(柔整・あはき)支給申請書等提出書/受領書に受領印を押印のうえ、受領書を持参者へお渡しいたします。
- ・施術機関コードが分からない場合は、柔整は施術機関名のみを記入し、はり、きゅう、あん摩マッサージは施術機関コード欄に登録記号番号を記入願います。
- ・はり、きゅう、あん摩マッサージの施術所で、1施術所にて、施術機関コードが複数ある場合は、施術機関コード別に受領書をお渡しいたします。
- ・施術機関コード及び施術機関名は提出書と受領書の両方に記入してください。

<p>療養費(柔整・あはき)支給申請書等提出書</p> <p>施術機関コード _____</p> <p>施術機関名 _____</p> <p>受領印</p> <p>北海道国民健康保険団体連合会</p>	切り取り線	<p>療養費(柔整・あはき)支給申請書等受領書</p> <p>施術機関コード _____</p> <p>施術機関名 _____</p> <p>受領印</p> <p>北海道国民健康保険団体連合会</p>
--	-------	--